

令和3年12月9日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～令和3年12月9日11時05分頃のトカラ列島近海の地震に伴う
土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について～

令和3年12月9日11時05分頃のトカラ列島近海の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった鹿児島県の市町村について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

令和3年12月9日11時05分頃のトカラ列島近海の地震により、鹿児島県で最大震度5強を観測しました。

鹿児島県の揺れの大きかった地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられます。

このため、これらの地域では通常よりも警戒を高めるため、当分の間、鹿児島県と鹿児島地方气象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。詳細は下表の通りです。

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

対象の県	通常基準に対する 暫定基準の割合	暫定基準を設ける対象の市町村
鹿児島県	8割	十島村

また、今後は地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を見直します。

※大雨警報・注意報についても、土砂災害警戒情報と同様に、通常基準を引き下げた暫定基準を適用して運用します。

以上